

総務省テレビ受信者支援センター 御中

<センター使用欄>

【法律家出張相談】 申出書

センター名：

案件番号：

「法律家出張相談の説明書」(別紙)、及び、「個人情報の取り扱いについて」を承諾の上、
受信障害対策共聴施設に関する法律家出張相談を申し込みます。

※ 太線の内側の項目について記入してください。

申出年月日		平成 年 月 日
申出人	住所	〒
	氏名・名称	(法人・管理組合の場合は、名称と、代表者及び担当者の役職・氏名を記載) 電話番号 FAX 番号
(代理人)	住所	〒
	氏名	電話番号
		(申出人との関係)
相手方	住所	〒
	氏名・名称	(法人・管理組合の場合は、名称と、代表者の役職・氏名を記載) 電話番号
会合日時／ 場所／名称 (相談員の都合がつかない 場合がありますのでご了承 ください)		日 時：平成 年 月 日 () 午前・午後 : ~ 午前・午後 : 会合名： 場 所：

<個人情報の取り扱いについて>

社団法人デジタル放送推進協会(以下、「Dpa」という。Dpaが運営する「総務省テレビ受信者支援センター」を含む。)は、本申出書で取得した個人情報(以下、「個人情報」という。)について、以下のとおり取り扱います。

1. Dpaは、個人情報の保護に関する法律等に基づいて、個人情報を慎重かつ適正に取り扱います。
2. Dpaは、個人情報を下記の目的に利用します。
 - ①Dpaが実施する受信障害対策紛争処理事業における法律家相談、調停手続の運営。
 - ②Dpaが推進するデジタル放送普及のための調査・分析。
 - ③紛争の対象となる受信障害対策共聴施設の適法性の確認。
3. Dpaは、受信障害対策紛争処理事業に関する業務を委託する第三者に対し、個人情報を提供することがあります。その場合、Dpaは、当該提供先に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。
4. Dpaは、2③に関連し、行政機関より個人情報の開示を求められた場合、個人情報を当該行政機関に提供することがあります。

◆上記の他、個人情報の取り扱いについては、DpaのWebサイト(<http://www.dpa.or.jp/privacy/>)をご参照下さい。

<法律家相談記録の取扱いについて>

法律家相談の後に調停手続に移行した場合、相談記録は、調停手続に引き継がれます。

事実関係の概要	

<センター使用欄>		受 理 欄	
センター受領日：平成 年 月 日		センター管理者	受付担当者
(備考)		受理日 (/ /)	(/ /)

法律家出張相談の説明書

社団法人デジタル放送推進協会
総務省テレビ受信者支援センター

1. 出張相談を行うケース

受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応にあたって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者等が比較的多数（概ね5人以上）でデジタル化方策等の意志決定を行う上で開催する会合、説明会等にて法律家の助言や関連通達の趣旨などの情報提供を求めるケース。

■施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者、管理者

⇒ 理事会、理事会に準ずる委員会、総会、受信者向け説明会 等

■受信者

⇒ 町内会、自治会、共聴組合会合、説明会 等

法律家の都合がつかない場合には、申出をお断りする事もありますので、予めご了承承願います。尚、申出書は、できるだけ、会合日の10日以前に提出をお願い致します。

2. 関係者間会合の支援について

受信者、施設管理者等、双方出席する関係者間会合においては、法律家が中立的立場に立って、当事者間協議の進め方や関係通達の説明を行い、会合が円滑に進むように支援を行います。

但し、以前に相談を受けたことがある場合、この関係者間会合支援を行う法律家は、中立性を保つため、相談を受けた法律家とは別の法律家となりますので、予めご了承下さい。

（関係者間会合に、受信者側、施設管理者側双方の相談員（法律家）が出席するケースもありますが、その場合、各相談員は、相談者に対する助言のみを行いますので、予めご了承承願います。）

3. 回数と手続きについて

通常の「デジサポ・法律家相談」は原則1回限りですが、本出張相談については事態の進展に伴い複数回（2, 3回）必要になる場合が想定されます。

同一施設での一連の相談ではありますが、その都度、申出書を提出していただきますようお願い致します。

以上の説明について、内容を理解した上で申し込みます。